

## お知らせ

### 交通災害共済加入申込について

交通事故は、いつ自分の身にふりかかるかわかりません。事故を起こさなくても事故に巻き込まれて負傷したり、高度障害、死亡といった災害を被ったりします。万が一のために、家族そろって交通災害共済に加入しましょう。

**対象者** 大町町に住民登録をしている人

**掛け金** 1人500円(年額)

※中途加入の掛け金も1人500円

**共済期間** 令和3年4月1日(木)

}

令和4年3月31日(木)

※4月1日(木)以降に加入申し込みをされた場合、翌日から共済対象となります。

**加入申込** 町内の「ゆうちょ銀行・郵便局窓口」および役場総務課で申し込みできます。

#### 交通災害の対象

走行中の交通事故による人身事故が対象となります。

詳しくは▶

総務課 交通防災係

☎ 82-3111

## 健康 令和3年度「大町町健康ポイント事業」のお知らせ

「大町町健康ポイント事業」は、健康づくりに取り組む町民の皆さんに健康ポイントを付与し、健康増進に意欲的な人を応援する事業です。

#### ●健康ポイントとは

町で行っている各種健康づくり行事や、健診・各種がん検診・介護予防事業などに参加・受診することで付与されるポイントのことです。一定のポイントがたまると商品券等と交換できます。

**対象者** 町内に住所があり4月1日時点で18歳以上の人

**実施期間** 令和3年4月1日(木)

}

令和4年2月28日(月)

**申請方法** 町民課、子育て・健康課、教育委員会事務局、福祉課、町公民館のいずれかの窓口で、参加申し込みをしてください。

#### ポイント交換方法および期間

町民課国民健康保険・国民年金係に令和3年12月1日(水)から令和4年3月31日(木)までの間にポイントカードを提出してください。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114



## お知らせ 国保への加入・脱退は届出が必要です

国民健康保険の喪失(脱退)手続きは自動的にには行われません。新たに職場などの健康保険に加入・脱退されたときは、町民課国民健康保険・国民年金係窓口で手続きを行ってください。

資格の喪失日は、届出日ではなく、異動のあった日の翌日になります。

●職場の健康保険をやめたとき(健康保険の被扶養者でなくなったとき)は、14日以内に加入の届出が必要です。

**必要書類**

- 健康保険の資格が喪失した日のわかる証明書
- 本人確認書類
- マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます。

●職場の健康保険に加入したとき(健康保険の被扶養者になったとき)は、14日以内に脱退の届出が必要です。

**必要書類**

- 国民健康保険証・職場の健康保険証
- 本人確認書類
- マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます。

●その他、以下のような場合も手続きが必要です。

- 住所、世帯主、氏名が変わったとき
- 世帯を分けたり、一緒になったりしたとき
- 修学のため、別に住所を定めるとき

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114